

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康増進事業に関する事務を実施し、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることに鑑み、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。当事務において次に掲げる業務を行っている。</p> <p>①健診結果やがん検診結果の記録、自身の健康保持のための記録をつける健康手帳の交付を行う。 ②生活習慣病予防等の健康教育の予約受付、実施及び参加状況の管理を行う。 ③各種健康相談の受付、実施(電話による相談・家庭訪問による相談)及び相談状況の管理を行う。 ④がん検診、健康診査、肺ドック検診、脳ドック検診、歯周疾患健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診(以下「健(検)診」という。)の対象者抽出及び予約状況の管理を行う。 ⑤健(検)診の受診対象者に受診券を交付し健(検)診を実施する。 ⑥健(検)診の実施後、医師会を通じ健診結果を受理し、データパンチを行いデータ化したのち、住民健康管理システムへ取込み、検査受診状況及び結果の管理を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。</p> <p>①健康相談の受付及び相談状況の管理 ②訪問指導の記録及び状況管理 ③健(検)診の対象者の抽出と予約管理 ④健(検)診の検査受診状況と結果の管理</p>
③システムの名称	1 住民健康管理システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 宛名管理システム 4 データ連携基盤(庁内連携システム) 5 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の76の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部健康増進課 0564-23-6639

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法	番号利用法	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第10条	第54条	事後	
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(予定)		事後	
平成29年2月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年2月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年12月1日	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康増進課長 小幡 実	健康増進課長 片岡 泉	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日	平成29年11月22日	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務システムの名称	1 住民健康管理システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム) 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	1 住民健康管理システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム 3 宛名管理システム 4 データ連携基盤(庁内連携システム) 5 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	事後	
平成30年3月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長 片岡 泉	健康増進課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月29日	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月22日	平成30年11月29日	事後	
平成31年4月1日	IV-1	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IV-2	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-4	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-5	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○]接続しない(入手)	事後	
平成31年4月1日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	[○]接続しない(提供)	事後	
平成31年4月1日	IV-7	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV-8	-	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
平成31年4月1日	IV-9	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①健診結果やがん検診結果の記録、自身の健康保持のための記録をつける健康手帳の交付及び交付状況の管理を行う。	①健診結果やがん検診結果の記録、自身の健康保持のために記録をつける健康手帳の交付を行う。	事後	
令和2年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①健康手帳の交付状況の管理 ②健康教育の予約受付及び参加状況の管理	削除	事後	
令和2年10月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	③健康相談の受付及び相談状況の管理 ④訪問指導の記録及び状況管理 ⑤健(検)診の対象者の抽出と予約管理 ⑥健(検)診の検査受診状況と結果の管理	①健康相談の受付及び相談状況の管理 ②訪問指導の記録及び状況管理 ③健(検)診の対象者の抽出と予約管理 ④健(検)診の検査受診状況と結果の管理	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成30年11月29日時点	令和2年3月10日時点	事後	
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成30年11月29日時点	令和2年3月10日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和2年3月10日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・ 番号利用法第9条第1項 別表第1の76の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	番号利用法第9条第1項 別表第1の76の項	事前	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 2、対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年3月31日時点	事前	
令和5年4月1日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) ④がん検診、健康診査、肺ドック検診、脳ドック検診、歯周疾患健診(以下「健(検)診」という。)の対象者抽出及び予約状況の管理を行う。 (省略)	(省略) ④がん検診、健康診査、肺ドック検診、脳ドック検診、歯周疾患健診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診(以下「健(検)診」という。)の対象者抽出及び予約状況の管理を行う。 (省略)	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事前	